



平成30年10月25日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松田洋祐
(コード番号 9684 東証第一部)
問合せ先 グループ経営推進部長 佐々木通博
(TEL. 03-5292-8000)

子会社従業員に対する事後交付型株式報酬（業績目標達成条件付）の付与について

当社は、平成30年10月25日開催の取締役会において、当社子会社の従業員（以下、「付与対象者」という。）に対する事後交付型株式報酬（業績目標達成条件付）（以下、「本株式報酬」という。）を、別途特定する付与対象者に対して付与することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株式報酬の目的

当社は、付与対象者に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、付与対象者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本株式報酬を付与いたします。

2. 本株式報酬の内容

(1) 本株式報酬の概要

本株式報酬は、付与対象者に対して、対象とする業績評価期間（2018年11月1日から2021年3月31日まで。）のうち、①2019年3月期事業年度、②2020年3月期事業年度、③2021年3月期事業年度（以下、それぞれ「対象事業年度」という。）における業績目標の達成を条件として、それぞれあらかじめ定めた数（以下、「交付株式数」という。）の当社の普通株式（以下、「当社株式」という。）を交付する、業績目標達成条件付の事後交付型株式報酬であります。なお、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載において同じ。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて交付株式数を調整します。

(2) 当社株式の交付の条件

付与対象者は、①当社取締役会が定めた対象事業年度における業績目標を達成すること、②対象事業年度の満了日までの間、継続して当社取締役会が定める当社子会社の職位にあること、③一定の非違行為などの権利喪失事由がないこと等の所定の要件を満たしていることを条件に、当該対象事業年度の満了後に当社株式の交付を受けるものとします。

(3) 付与対象者に交付される当社株式の上限数

本株式報酬により付与対象者に交付を約する当社株式の上限数は、2,700株とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該上限数を調整します。

(4) 当社株式の交付の方法及び時期

対象事業年度において業績目標が達成された場合、当社は、当該対象事業年度満了後に、取締役会決議を行い、①付与対象者に対して、交付株式数に後述の1株当たりの払込金額を乗じることにより算定した額の金銭債権を支給したうえで、②当該金銭債権の全部の現物出資と引換えに、自己株式処分又は新株発行によって交付株式数の当社株式を交付します。

なお、本株式報酬により処分又は発行される当社株式の1株当たりの払込金額は、処分又は発行に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を原則として、付与対象者に特に有利とされない範囲において取締役会において決定します。

(5) 対象事業年度中に退任・退職した場合等

付与対象者が対象事業年度中に退任・退職等した場合等、当社取締役会で定める事由が生じたときは、当社は、付与対象者に対し当該対象事業年度分の当社株式を交付しないものとします。

以 上